

# 北高森自主防災会規約

最近改正（全部改正）平成 29 年 4 月 23 日

## （名称）

第1条 この会は、北高森自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

## （組織及び本部）

第2条 本会は、北高森自治会（以下「自治会」という。）会員により組織し、本部を会長宅に置く。

## （目的）

第3条 本会は、会員の隣近所の助け合いの精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震及び風水害等（以下「地震等」という。）の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

## （事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等による災害を軽減するための危険要因の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、消火、救出・救護、避難・誘導、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備に関すること。
- (6) 地震予知に基づく警戒宣言時における火気使用の自主規制等に関すること。
- (7) 災害時要援護者対策に関すること。
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項

## （会員）

第5条 本会は、北高森自治会内にある世帯をもって構成する。

## （役員）

第6条 本会の本部に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名（総合指揮班長を兼ねる。）
- (3) 班長 6名
- (4) 副班長 6名
- (5) 防災指導協力員 若干名

2 会長は自治会長とし、副会長は自治会副会長の中から会長が指名し、班長及び副班長は自治会副会長及び理事の中から会長が指名する。この場合において、副会長は第12条に定める総合指揮班長を兼ねる。

- 3 防災指導協力員は、防災に対して専門知識・技術を有する者又は住民情報に詳しい者の中から、会長が委嘱する。
- 4 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### (役員の責務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における関係機関との連絡調整及び応急活動の指揮を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
- 3 班長は、住民に対する啓発活動や応急活動に携わり、班活動の指揮を行う。
- 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故のあるときはその職務を行う。
- 5 防災指導協力員は、平常時には防災に関する助言及び住民情報の提供等を行い、地震等の発生時には班に所属し応急活動に関する助言及び指導を行う。

#### (会議)

第8条 本会の会議は、必要の都度、会長が招集する。

#### (役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長、班長、副班長及び会長が必要に応じ招聘する防災指導協力員で構成する。

- 2 役員会は、次の事項について審議する。
  - (1) 防災計画に関すること。
  - (2) 防災訓練に関すること。
  - (3) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

#### (総会)

第10条 本会の総会は、自治会の総会をもってこれにあてる。

#### (本部の設置)

第11条 地震等の緊急時において、会長は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、第12条各号に定める班を総括して災害対応にあたる。

#### (班の設置)

第12条 本会は、第4条の事業を遂行するために班を置く。

- (1) 総合指揮班（災害対策本部員、活動指揮等）
- (2) 情報班（災害情報及び避難者情報の収集・伝達等）
- (3) 消火班（初期消火活動等）
- (4) 救出救護班（負傷者の救出、応急手当等）
- (5) 避難誘導班（住民の避難誘導、要援護者の支援等）
- (6) 給食給水班（水、食糧等の配分、炊き出し等）
- (7) 地区班（地区内の情報収集、初期消火、負傷者の救出及び避難誘導等）

- 2 地区班の班長は、自治会組織の地区委員をもってこれにあてる。
- 3 班員は、会員の中から選任する。

(防災計画)

第13条 本会の自主防災活動等を円滑に運営するために、会長は、理事会に諮り防災計画を作成する。

(会計)

第14条 本会の運営に要する経費は、自治会の経費をもってこれにあてる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成29年4月23日から施行する。